社説に見られる〈以上文〉と〈限り文〉の用法

藤　井　涼　子

はじめに

例１　今回のような背信的な行為が明らかになった以上，政府は操業の一時停止なども含んだ行政罰を検討すべきではないか。(00.8.24)

例２銀行が公表する数字への不信がある限り，預金者への不安はつきまとう。(99.5.30)

冒頭の例文のように漢語「以上」が従属節を形作る複文について考察する。こうした文は，現代日本語の因果関係を述べる表現として広く使用され，さらに，本来外来要素である漢語語彙が文法的機能を担って使用されるという点で興味深いものであるが，現代語としての用法の記述は十分とは言えない。

本稿では，前稿①に引き続き，語用論的な立場から〈以上文〉の用法の記述を試みる。例文２のように和語名詞「限り」が形作る複文についても，範囲を示す語が次第に文法化し，節を形作り，構成された複文という点で〈以上文〉と共通すると考え，比較の対象としてとりあげる。以下，各従属節を〈以上節〉〈限り節〉，それによって構成される文を〈以上文〉〈限り文〉，両節の叙述内容を前件Ｐ，後件Ｑとする。

１　先行研究

〈以上文〉の用法について，塩入（1994）は「以上ハ」は従属節の事実的な事態が必然的に主節の事態を引き起こすことを述べる形式である。「限定することにより必然性を表す」という点で〈以上文〉は〈限り文〉と共通し，構文的にはこれらは判断の根拠を表すＣ類の従属節に属すものであるとする②。それを受け久保（1997）は〈以上文〉の中心的な用法は判断の必然的な根拠を表すものであることを指摘している③。

両氏の論考は両文の基本的な性格を指摘するものであるが，必然の判断及び判断の根拠がどのようなものを指すのかについては十分に説明されていない。主節に必然の判断が示され，〈以上節〉が限定の役割を持つという点については，私も両氏と同様の見解

を持つが，判断を示す文としての〈以上文〉の特質を考えるには，主節に示される判断の内容，〈以上節〉の持つ限定の役割を実際の用例から明らかにする必要があると考える。

2　〈以上文〉，〈限り文〉の用法

〈以上文〉の用法については，前稿と同様に次のように考える。

漢語「以上」の本来の語義は「三人以上」「中級以上」のように数量や序列を表す語につき，それを最低基準とした範囲を示すところにある。複文を形作る場合にも，〈以上節〉は，主節の判断及び意向は〈以上節〉自身の叙述内容が成立する範囲において成立するものであるという限定を加える役割をもつ。こうした限定をうけることで，〈以上文〉に示される判断は必然の判断という性格をもつことになる。

一方の「限り」は空間的，時間的な限界点を示し，そこに至るまでの範囲を示す語である。それが複文を構成する場合には，〈限り節〉に示される叙述内容が成立する一定の範囲内で主節の判断は成立するという判断限定の役割を同様に持つと考える。

ただし，両語の間には，「以上」が最低の基準を示し，「限り」が限界を示すという語義の違いがあり，それが両文の用法の違いとして現れることが予想される。

〈以上文〉，〈限り文〉をモダリテイの観点から分類すると，次に示すように，内面的な感覚・感情の表現にあたる表出型の文（例３）と知識の提供にあたる演述型の文があり，演述型の文には価値判断文（例４）と真偽判断文（例５）という二種の異なった判断を述べる文が認められる[④]。

【表出型の文】

例３　くじを導入する以上は，せめて，その売り上げがスポーツの振興にとって本当に有益な分野に使われるよう求めたい。(98.5.27)

【演述型の文】

例４　政党交付金を受け取っている以上　政治家個人への献金は一刻も早く禁止すべきである。(99.6.18)《価値判断文》

例５　自民党の体質が改まっていない以上　小泉流を徹底していけば自民党そのものの否定にも通じる。(01.6.27)《真偽判断文》

価値判断文とは「対象となるコトガラに対してそうあることが望ましいという判断」を示す文であり，その判断の本質は，「未実現のコトガラに対する筆者の選択」を示すものである[⑤]。一方の真偽判断文とは「対象となるコトガラの真偽に関する判断」を示す文である。

前稿では，価値判断文が〈以上文〉に多く用いられること，主体が人であり，その意志によって制御可能な動きを取りあげる場合に「～べきだ」等の形式を付加し価値判断文として行為の必要性を示す文が多くなり，事物主体の無意志的な動きや状態を取りあげる場合には真偽判断文として必然性を示す文が多くなることを述べた。しかし，価値判断はモダリテイ形式だけでなく「～する必要がある」等の語彙的な形式によっても表されるため，それらを含めてとらえ直す必要がある。

本稿では，〈以上文〉の中心的な用法である価値判断を述べる文について，その判断の内容と対象，〈以上節〉の叙述内容との関係を考察する。その後，〈限り文〉についても同様の考察を行う。考察の対象としては，論説的な文章における使用状況を見る目的で1997年１月から2001年12月の朝日新聞社説に用いられる〈以上〉文175例，〈限り〉文138例をとりあげた⑥。

Ⅰ　〈以上文〉に示される価値判断

Ⅰ―1　他者の行為の必要性を述べる〈以上文〉

表１　表現，伝達上の機能から見た〈以上文〉・〈限り文〉

	〈以上文〉	〈か文〉	〈限り文〉
演述型	165	16	137
価値判断文	(49)	(7)	(8)
真偽判断文	(116)	(9)	(129)
表出型	8	5	1
主節省略	2	1	0
合　計	175	22	138

注）表中の記号〈か文〉は「Ｐからには Ｑ」文を示す

表１に示すように，表現・伝達上の機能の点では演述型の文が多数を占める。コラムを調査範囲に含めた前回の調査とほぼ同様の傾向である。〈以上文〉の類義表現とされる「Ｐからには Ｑ」の形式をとる文についても同様の調査を行なったが，使用量が少なく，〈以上文〉との間に文体的な差があることを認めてよいだろう。

価値判断文と真偽判断文の比率を見ると，〈以上文〉と〈限り文〉の間には次のような相違が見られる。〈以上文〉では価値判断文は全体の約三分の一であるが，先に述べたように語彙的な形式によって示される価値判断を考慮すれば，その比率は高くなる。〈限り文〉においては，価値判断文の用例は少なく，真偽判断文としての用例が大半を占める。

表２に，価値判断文の動詞述語文の用例数を表３に真偽判断文の動詞述語文の用例数を，それぞれ述語形式別に示す。

真偽判断文58例のうち主節述語が Ｖ（存在）の17例は「Ｐ以上 Ｑする責任⑺義務⑴

表2　価値判断文　述語形式別用例数（動詞述語文）

	形式（肯定）	以	限	形式（否定）	以	限
断定	Vべきだ・である・なのだ	17	1	Vべきではない	2	1
	Vべきだった	1	0	合計	2	1
	Vなければならない	10	0			
	Vざるを得ない	3	1			
	Vことだ	1	0			
	Vほか・しかない	2	3			
〃保留	Vなければならないだろう　他	2	1			
	Vざるを得まい	0	1			
	Vべきだろう・ではないか	6	0			
合計　注）		42	7			

注）〈以上文〉には，この他に形容詞述語の価値判断文「P以上Qがなければならない」が5例使用される。

表3　真偽判断文　述語形式別用例数（動詞述語）

	形式（肯定）	以	限	形式（否定）	以	限
断定	V（一般）	10	11	V（一般）ない	3	16
	V（一般）た	0	1			
	V（存在）	10	0			
	V（存在）たのである	1	0			
	V（可能）	2	0	V（可能）／られ（可能）ない Vできない	8	31
				Vわけにはいかない	2	0
	その他	2	7	その他	2	3
断定保留	V（一般）だろう	1	2	V（一般）ないだろう・まい	1	5
	V（存在）だろう	3	0	V（存在）まい	3	0
	Vできるかもしれない／ しうるだろう	0	2	V（可能）／られ（可能）まい Vできないだろう	4	3
	その他	6	5	その他	0	3
	計	35	28	計	23	61

必要⑹理由⑵こと⑴がある」の形式で価値判断を示す文である。主節述語がV（可能）の中にも「P以上Qするのが欠かせない」の形式で価値判断を示す文が含まれる。

形容詞，形容動詞述語の真偽判断文では，どのような語が述語となるのか見てみたい。表4にこれらの文の主節述語を語義の点からいくつかのグループに分類して示す。

〈以上文〉にはウ）必要性，重要性を示す語，エ）妥当性を示す語が多く用いられる。これらは「Qするのが必要だ，望ましい」のように，行為Qの必要性，妥当性といった価値判断を述べる文を作る。〈限り文〉はそれに代わって，ア否定を表す語，イ難易度を示す語が多く用いられる。〈以上文〉は，名詞述語文にも「P以上Qするのが責務

表４　真偽判断文の形容詞，形容動詞述語語彙表

	〈以上文〉	〈限り文〉
ア	ない４，	ない６　高くない
イ	難しい，～にくい３，不可能だ，困難だ，容易でない	難しい６，～にくい，厳しい，ほど遠い２，おぼつかない
ウ	必要だ８，不可欠だ，大切だ２，（任務は）重い	
エ	いい，望ましい，賢明だ，不当だ，不十分だ，おかしい	いい
オ	当然だ15	当然だ
他		かまわない　やむを得ない

だ，責任だ」のように行為Ｑの必要性を述べる語が見られ，〈限り文〉と比較して価値判断を述べる傾向が強いことは明らかである。

〈以上文〉における価値判断を考えるには，こうした語彙的な形式によって価値判断を示す文を併せて考えるべきであろう。以下，直接的なモダリテイ形式の価値判断文44例（動詞述語文）と「必要がある，欠かせない」などの語彙的形式によって価値判断を示す文36例，〈以上文〉全体のほぼ半数にあたる80例を〈価値判断の文〉としてとりあげる。

最初に，これらの価値判断の対象について見てみたい。

例６　今回のような背信的行為が明らかになった以上　政府は操業の一時停止なども含んだ行政罰を検討すべきではないか。(00,8,24)

例６の文の判断の対象は「行政罰を検討する」という政府の意志的行為である。今回取りあげた〈価値判断の文〉は，筆者自身の意見の必然性を述べる「言わざるを得ない，言わなければならない，言うべきだろう」を除き，全て例６と同様に意志的行為に対する価値判断を述べる文である。「Ｐ以上，政治哲学が欠かせない」のように名詞が主体となる文においても，価値判断の対象は「首相が政治哲学を語る」という意志的行為と考えてよい。価値判断の対象行為を示す語として使用頻度の高い語を使用度数と共に次に示す。

明らかにする。明らかにすること(7)，見直す。見直していくこと(5)

こたえる(2)，とりくむ(2)，示す(2)，強める(2)，果たす(2)，語る(2)

社説としての内容を反映し，政治課題への対応のしかたを表す語が多い。「明らかにする」と「十分説明する」，「見直す」と「検討する」等の類義表現も見られた。価値判断の対象となる行為の主体は国会や首相などの他者の場合と筆者の側を含む一般の人を指す場合がある。前者を〈他者〉，後者を〈我々〉とする。使用頻度の点では〈他者〉の

行為に対する価値判断を述べる文が多い。先の例６は〈他者〉について述べる文であり，次の例７は〈我々〉について述べるものである。

例７　民間の参入を求める以上，ある程度は玉石混淆となることを覚悟しなければなるまい。(99.10.11)

〈我々〉について述べる文は文中に人称が明示されず，主節述語は「なければならない」「～するのが必要だ」といった形をとる。〈他者〉について述べる文は述語形式には限定がなく，政府，責任組織のような不特定多数の〈他者〉からクリントン大統領，大阪府元知事等の特定の〈他者〉まで幅広く取りあげられる。

こうした〈価値判断の文〉は社説における〈以上文〉の中心的な用法の一つであるが，真偽判断を述べる文との関係も見ておきたい。〈価値判断の文〉と真偽判断文，両文は必然の判断を述べるという〈以上文〉の本質的な点においては共通するものであるが，用法の点で，真偽判断文は事物主体の無意志的な動きについての真偽を述べ〈価値判断の文〉は他者の行為についての価値を述べるという使い分けの傾向が認められる。他者の行為に対する真偽判断文が文法的に成立しないわけではない。「申し込んだ以上　彼は必ず参加するだろう」のような文も〈以上文〉として適切な用例である。しかし，実際に調査した中ではこうした用例は少ない。この点については，〈他者〉の意志的行為について述べる場合には，その行為が実行されるか否かよりも実行する価値があるか否かの方が必然の判断として述べやすいといった語用的な要因が関わると同時に，社説の内容との関わりが大きいと考える。

例８　速見氏はゼロ金利復帰にあたって，政府などに不良債権処理や金融，産業の構造改革をすすめるよう異例の注文をつけた。そこまでやった以上，先頭に立って今後の履行ぶりを見守り，必要な支援を指示すると私達は考えていた。無責任といったら酷だろうか。(01.4.29)

例８は，速見氏の行為実行についての真偽を述べる文であるが，後続の文は「彼はその行為を行うべきだ，責任がある」という価値判断が筆者にあることを示すものである。この例から〈他者〉の行為への価値判断と真偽判断は連続する部分があると言ってよいだろう。ただし，論理を展開する上では，価値判断を述べるのか真偽判断を述べるのかを形式によって明示する必要があり，社説においてはその性質上〈価値判断の文〉が多く用いられる。〈以上文〉の表出型の文の多くは「P 以上～を求めたい」という〈他者〉の行為実現への願望を述べる文であるが，本節で見た〈価値判断の文〉が，さらにこれらの〈他者〉の行為を願望する文につながることが推測される。

Ⅰ—2 〈価値判断の文〉における以上節の叙述内容

前節では〈価値判断の文〉をとりあげ，その判断の内容を観察した。本節では〈以上節〉の叙述内容と主節に述べられる判断の関係について考察したい。先に見た80例の〈価値判断の文〉の以上節述語の形式と使用語彙を下に示す。

表5　価値判断を示す〈以上文〉の〈以上節〉述語形式と使用語彙

種類	〈以上節〉述語	例数	語彙表
Ⅱ	いadj	3	ない(2)，乏しい
Ⅱ	Nである	4	原則である，政党である，不安定要因である，国益である
Ⅱ	そうである	3	(前文を受ける)
Ⅰ	Vする	31	掲げる(4)，作る(4)，求める(2)，立つ，見直す，ある，自認する，認める，賛成する，論じる，論議をする，示す，言う(2)，ゆるめる，解く，参加する，受け入れる，受ける，使う，つぎこむ，調査をする，位置づける，縮小する
Ⅱ	Vた	22	出た(3)，分かった(2)，明らかになった，はっきりした，決まった(2)，ついた，加盟した，公認した，起こした，合意した，受け入れた，立てた，絶った，宣言した，打ち出した，投げた，投入した，当選した，
Ⅱ	Vている	4	くいちがっている，揺らいでいる，受け取っている，達している，
Ⅱ	Vていない	1	満たしていない
Ⅱ	Vつつある	1	代わりつつある
Ⅱ	Vられる	2	行われる，投じられる
Ⅱ	Vられた	4	再選された，退けられた，選ばれた(2)
Ⅱ	Vられている	1	運営されている，
Ⅰ	Vしようとする	2	減らそうとする，守ろうとする
Ⅱ	Vない	2	できない(2)
	合計	80	

〈以上節〉は，その形式と叙述内容から次のように分類される。両者間の使用量に大きな差は見られない。

Ⅰ　動きを取り上げる節：Vする以上，Vしようとする以上，Vられる以上

Ⅱ　状態を取り上げる節：いadj以上，Vた以上，Vている以上，Vない以上　他

〈以上節〉と主節の意味的な関係については次のように考える。初めに述べたように，〈以上節〉は，自身の叙述内容が真である場合に主節の判断は成立するという限定を加えることで主節の判断を必然の判断とする。価値判断を述べる〈以上文〉を例にとれば，「販売を中止すべきだ」という判断を主節に述べる文では，〈以上節〉にはP①「消費者に中止を明言した」P②「有害性が判明した」等，判断が必然のものとなる様々な事態が述べられる。この，Pにおいては Q が必然だという両件の関係づけは現実の因果関

係によるものではなく表現者の事態のとらえ方によるものである。P①の場合は筆者の規範意識に基づいて「中止すべきだ」と言う判断が下され，P②の場合は筆者の実利的な意識に基づいて判断が下されている。今回調査した〈以上文〉には，こうした二種の異なった観点からの判断が述べられる文が見られた。前者をA筆者の規範意識に基づいて判断を下す文，後者をB実用，実利的な意識に基づいて判断を下す文として，以下，それぞれの例文を示す。

A　規範意識に基づく関係づけ

1　以上節に基本姿勢，原則Pを示す，そこから逸脱しないために行為Qが必要であることを述べる。以上節Ⅰ（動き），Ⅱ（状態）共に用いられる。

①　台湾に住む人々を，中国は「台湾同胞」と呼ぶ。「同胞」という以上　中国は彼らの選択を尊重しなければならない。(00.5.21)

②　たとえば，「多様性のある国土」を掲げる以上「国土の均衡ある発展」というこれまでの看板を下ろすべきだ。その旗印の下で無駄な公共事業やどこも同じ箱物建設が進められてきた。(99.7.7)

2　以上節に述べる行為Pが社会的に承認されるために行為Qが必要である事を述べる。以上節Ⅰ（動き）に，未実現の行為が述べられる。

③「行政改革で公務員を減らそうとする以上　国会議員が範を示すべきだ」という自由党の主張を自民党が受け入れた。(99.1.11)

④　税金が投じられる以上　どんな目標の下にどのような教育，研究をし，その結果はどう評価されたのかを国民に明らかにする責任がある。(99.9.16)

B　実利的な意識からの関係づけ

1—1　以上節に状況の変化Pを述べ，それに対応するために行為Qが必要であることを述べる。以上節Ⅱ（状態）

⑤　学会のガイドラインが無力であることがはっきりした以上　十分な議論の上で別の形を探らなければならない。(98.6.7)

⑥　堰の現状をめぐって批判があり，見解がくいちがっている以上，建設省は，研究者，市民団体，漁業者との誠意ある話し合いを始め，対応策を共に考えるべきだ。(00.7.13)

1—2　以上節に述べる行為Pの実現から予想される悪影響に対応するために行為Qが必要であることを述べる。1—1と異なり，以上節Ⅰ（動き）をとる。

⑦　であればこそ，捜査機関による傍受を認める以上は　法律の目的を超えて一般市民のプライベートまで侵されることないよう，できる限りの防止措置と運用の保証がなければならない。

⑧　重要なのは経済的規制をゆるめる以上　安全規制は逆に強める必要があるということだ。(98,11,21)

2　以上節に述べる行為Pをより有効に実行するためにQのようなやり方で行う必要がある事を述べる。以上節：Ⅰ動き

⑨　調査をする以上は　地上戦のあった三ヶ月間だけではなく，沖縄が日本に組みこまれて以来の歴史の流れの中でとらえなくてはならない。

⑩　報奨制度を見直す以上は　社会の活性化につながるような制度にしなければならない。(00.3.11)

使用量の点では，A，Bの文の間に大きな差は見られない。現実には，規範に従うことが実利の面で有効に働くことは多くあり，その意味では二つの観点は連続する面があるが⑦，今回対象とした範囲には判断の観点が比較的明確な文が多いようである。異なった観点をとる文の有無，下位分類の問題など，今後考えるべき点は多いが，社説における〈以上文〉の用法の一つの特徴としてこうした二種の判断の観点を指摘しておきたい。

Ⅱ〈限り文〉に示される真偽判断

Ⅱ—1　不可能を述べる〈限り文〉

多くの〈以上文〉が他者の行為に対する価値判断を述べるのに対し，〈限り文〉では価値判断文としての用例は8例にとどまる。しかも選択すべき行為の価値を積極的に示す文は少ない。一方，真偽判断文としての〈限り文〉の用例を見ると，動詞述語文では否定形式が肯定形式の約2倍を占める。(表3参照) 形容詞，形容動詞述語として使用される語を見ても，〈限り文〉が否定的判断を述べる傾向が強い事は明らかである。(表4参照) 否定形式の動詞述語をとる〈限り文〉には一般的な否定と可能動詞類を否定する文があるが，本節では，可能動詞類を否定し行為の不可能を述べる文34例を〈不可能文〉とし，その判断の内容と対象について考えてみたい。

例9　この疾病には，既存の法制の枠を超えて，世界中が総力で取り組まない限り，とうてい勝てない。各国の指導者はそのことを肝に銘じなければならない。(01.6.25)

例10　「社会主義革命を掲げた綱領が修正されない限り連立は組めない」他の野党からは共産党の出方を警戒する声が上がっている。(98.9.24)

例11「改革への理解と協力を求めるには，政治家自らの意識転換が欠かせない。「これを言ったら選挙が危ない」等という惰性の政治をしている限り，国民の共感を呼ぶことはできないであろう。(97.1.25)

例12　不良債権にけりをつけない限り日本経済は苦境を脱することはできない。(01.6.1)

例９では，不可能とされる行為の主体が文中に示されないが，「疾病に勝つ」という行為の主体は筆者を含む一般の人〈我々〉と考えてよいだろう。例10は引用文中の用例であり，行為の主体は発言者の側の〈我々〉である。例11は政治家が国民の共感を呼ぶことの不可能を述べるもので，主体は〈他者〉である政治家一般である。例12は意志を持たない「日本経済」を主体としてとりたて，不可能を事物の属性として述べる文である。これを〈事物〉とする。〈限り文〉には「P 限り（我々は）Q できない」という〈我々〉主体の〈不可能文〉が多く用いられる。これらの文をその叙述内容によって分類し，主節述語となる語と共に示す。

表６　〈我々〉主体の〈不可能文〉・主節述語

Ⅰ	否定的な意見感想を述べる文　　ex P 限り～は望めない 望む(3)，思う，印象をぬぐう，言う
Ⅱ	否定的な事態を述べる文　　ex P 限り～は避けられない 避ける(2)，避けて通る，止める，防ぐ，防止したり実現する，勝つ，打ち破る，築く，底支え，確保，改革(2)，根を取り除くこと，腐敗を根絶すること
Ⅲ	否定的な意志を述べる文（引用文中での用例）　　ex「P 限り～は組めない」と言う 組む　応じる　訂正　認定　批准

Ⅰは思考活動を表す動詞が主節述語となり，筆者の否定的な意見感想を述べる文を形作る。Ⅱは例９のように否定的な事態を述べる文，Ⅲは例10のように「連立を組む意志はない」という発言者の否定的な意志を述べる文となる。

〈不可能文〉がⅢの否定的な意志を表す文として働く点については，前稿でもふれたように，不可能とされる行為が行為者の意志によって制御される余地をどれだけもつかということが関わる。例９でとりあげる「疾病に打ち勝つ」という行為は行為者の意志による制御の余地はないが，例10では「連立を組む」か否かは意志による決定が可能な行為である。そうした行為について行為者自身が不可能を述べる文は否定的な意志の表明として働くことになる。上に示したⅢの文はいずれも引用文の中で用いられ，「P 限り応じるつもりはない，訂正する意志はない」といった発言者の否定的な意志を表明する〈限り文〉となる。

（不）可能表現は，その（不）可能の条件によって能力可能と状況可能に分類される

が[8]，〈限り文〉の〈不可能文〉は不可能が生じる状況を〈限り節〉に述べるものであり，状況可能にあたる。次に〈限り節〉の形式と叙述内容を見てみたい。

Ⅱ—2 〈限り節〉の形式と叙述内容

〈不可能文〉34例について，表7に〈限り節〉述語の形式別用例数，表8に〈限り節〉述語となる語を主体別に示した。〈以上文〉と同様に述語の形式と叙述内容から，Ⅰ動きを取りあげる節　Ⅱ状態を取りあげる節に分類したが，Ⅱが多く用いられ，特に否定形式の述語をとる節が多い。主節には我々の行為が不可能であることを述べる文が多いため，「Pしない限り，（我々は）Qできない」という〈限り文〉が多くなる。また，〈以上節〉とは異なり，〈限り節〉は述語として動詞タ形をとらない[9]。この点は，後で述べるように「限り」の語義が限界点を示し，既に成立した動きを限界点として示さないことによると考える。

表7　不可能を述べる〈限り文〉・〈限り節〉述語形式別用例数

種類	形式	例数	種類	形式	例数
Ⅱ	でない	1	Ⅰ	Vする	4
Ⅱ	Nである	1	Ⅰ	しようとする	1
Ⅱ	いadj	1			
Ⅱ	そうしない	1			
Ⅱ	Vしない，されない	20			
Ⅱ	Vている，されてい	5			
	計	29		計	5

表8　〈限り節〉述語語彙表　　（　）内に主体となる語を示す。

〈我々〉	取り組まない，対策を立てない，そうしない，進めない，けりをつけない，持たれている，大事にしようとする
〈他者〉	こだわる（国），続ける（政府），とり続ける（自民党），終始している（自民党），惰性の政治をしている（政治家），変えない（政治家），変更しない（政治家），改めない（警察），承認しない（与党），活気づかない（企業），詰めていかない(政府)，移していかない（政府），処理しない（大手行），歩み寄らない（与党），参加しない（途上国），居る（被爆者），
〈事物〉	仕組みにならない（現制度），置かれている（CTBT），決着しない（問題），果たせないままになっている（金融），機能しない（金融），修正されない（綱領），変動相場制である（現制度），誤りなどでない（指摘された点），とどまっている（疑惑），ない（理由）

〈限り節〉に取りあげられる動きや状態の主体については，〈以上節〉と同様に〈我々〉〈他者〉〈事物〉の三つのタイプが観察され，〈他者〉〈事物〉主体の節が多い。

叙述内容の点では，筆者が否定的にとらえる事態を取りあげるものが多い。下線を記した語以外は，すべて否定的事態を述べる節である。

この両節共に否定形式の「Pしない限りQできない」文は，「PすればQできる」という裏の意味が真として成立するところに特徴がある。例9では「この疾病には総力で取り組めば勝てる」例10では「綱領を改めれば連立を組める，組んでもよい」，以下の例文も同様である。さらに，こうした裏の意味から，「Q実現のためにPする必要がある」という含意が生じる場合がある。例9の〈限り文〉は「疾病に打ち勝つために力を合わせよう」とエイズ撲滅のための協力を呼びかける文脈で使用される。例11が政治家が政治姿勢を改めることの必要性を主張する文脈であることは前文「意識転換が欠かせない」からも明らかである。

「Pしない限りQできない」が常にこうしたPすることの必要性を含意として持つわけではない。表現者がPとQを否定的にとらえる場合にのみ，そうした含意が認められるのである。表8で下線部を付した語が〈限り節〉述語となる文では，限り節の叙述内容が否定的な事態ではないため，Pの必要性を述べるという含意は生じない。例13では，P「正当な理由がない」こと，Q「契約を打ち切れない」ことはどちらも否定的な事態ではなく，「契約を打ち切るために正当な理由を作り出す必要がある」と述べる文としては理解できない。Pの必要性という含意は認められない例である。

例13　日本の借地借家法では　自分が貸家を使うようになったなど　家主に正当な理由がない限り　契約を打ち切れない。(99,11,28)

ただし，例13のような文は少なく，多くの「Pない限りQできない」文は例9～12のように「QするためにPすべきである」という文脈の下で使用され，Pの必要性を含意として示す。これは，主節述語が一般的な否定形式の文においても同様であり，例14は日本の金融制度改革革の必要性を論旨とする文中で用いられ，「国際的な評価を上げるために日本の金融制度は生まれ変わる必要がある」という含意の文として理解できる。

例14　日本の金融制度が透明で強靱なものに生まれ変わらない限り，それへの国際的な評価は上がらない。(99.12.30)

以上の観察から，〈限り文〉の中心的な用法は〈我々〉の行為の不可能に代表される否定的な事態の存在を述べるもので，事態の改善，改革の必要を述べる文脈で使用される場合が多いことが分かる。次に，こうした〈限り文〉と〈以上文〉の相違について考えてみたい。

Ⅲ　〈以上文〉と〈限り文〉の用法の相違

〈以上文〉の中心的な用法は〈他者〉の行為の必要性を述べる〈価値判断の文〉「P 以上 Q べきである」であり，〈限り文〉の中心的な用法は〈我々〉に関する否定的事態を述べる真偽判断文「P ない限り Q ない」である。このように両文の用法の違いをとらえることができる。

「P ない限り Q ない」文の多くは Q 改善のための P の必要性を示す文脈で使用され，何らかの必要性を示すという点で Q の必要性を述べる〈以上文〉と共通する面があるが，〈限り文〉は必要性を含意として示す文であり，Q の必要性を文の意味として主張する〈以上文〉とは異なる点があるように思う。必要とされる行為の主体の点でも〈以上文〉の多くが行為を行うべき人称を特定し，Q の必要性を述べるのに対して，〈限り文〉の多くは人称を特定せず，あくまで P の必要性を間接的に示す文と見るべきであろう。

形式の面から両文を比較してみたい。否定形式の〈以上節〉をとる文を次に示す。

例15　こうした態度自体女性の人権を著しく踏みにじるものだ。疑惑を払拭できない以上　もっと早く決断すべきだった。(98.10.16)

例16　人類の破滅をも容認するこの立場をとらない以上，核はあくまで見えるものでなくてはならない。(98.12.19)

例15，16の以上節は例10～13の限り節と同じく否定形式であるが，「P しない限り」と述べながら P が成立する可能性を含む〈限り文〉とは大きく異なる。〈以上節〉に取りあげる事柄は，現実に未成立であり，成立しない可能性があっても，表現主体はそれを確定的な事柄として述べる。「P しない以上」と述べる場合には，P する可能性は一切考慮されない。例15では「疑惑を払拭できない」ことは表現上の前提であり動かしがたいことである。例16も同様である。〈以上節〉の叙述内容が必ず成立するものとすることで，判断自体も確実に成立する動かし難い判断という性格を持つことになる。

こうした両節の相違は，「限り」が限界点を示し「以上」が最低の基準を示すと言う語義の相違によるものであろう。〈以上節〉において「P 以上」と最低の基準を示してしまえば，それを満たさない範囲，P 以下の範囲は切り捨てられる。一方，〈限り節〉は限界の存在する一定の範囲を表すため，〈限り文〉での表現は，可能性が低くとも，その範囲の外，限り節の叙述内容が成立しない場合も考慮するという性質をもつ。「P しない限り」と述べる場合には，「P する」範囲が想定されていると言ってよい。限り節が仮定的な用法を持つと言われるのはこの部分である[10]。それに伴い。〈限り文〉の判断はある範囲においては成立するという限定つきの判断としての性格をもつことになる。

例17はこうした両節の相違を顕著に示す例である。

例17　～長官は「日本が独立国である以上実力を持つのは当然。」「自衛隊は国土防衛のための物だから，法律を改正しない限り海外に出ることはできるはずがない」とインタビューで語っている。(00.8.11)

まとめ

社説における〈以上文〉と〈限り文〉の用法について次のように考察した。

1　〈以上文〉の中心的な用法として，他者の行為に対する筆者の価値判断を述べる文が指摘される。こうした他者の行為に対する価値判断には，筆者の規範的観点から下されるものと実利的観点から下されるものがある。

2　〈限り文〉の中心的な用法として，〈我々〉の行為の不可能に代表される否定的事態の存在を述べる文が指摘される。

3　〈以上節〉は確定的な事態を取りあげ，〈限り節〉は仮定的な事態を取りあげる，こうした両節の相違によって，1,2に述べた両文の判断も異なった性質をもつ。〈以上文〉に示される〈他者〉の行為への価値判断は，確定的な動かし難い判断という性格をもつ。一方，〈限り文〉に示される我々の行為の不可能は，今後の改革，改善の可能性を含んだものとして述べられる。

今回は社説という限られた資料において調査を行ったが，他分野，他資料においてはこれとは異なった使用状況が予想される。それらを含めて両文の用法を全体的な視野でとらえることが必要であろう。さらに，他の因果関係の表現との比較を通して，両文を日本語の論理を述べる表現として位置づけることが今後の重要課題と考える。

注

① 「社説・コラムにおける『P以上Q』文の用法」『同志社国文学54号』平成13年３月

② 塩入すみ（1994）「『X ハ』型従属節について」（『阪大日本語研究４』大阪大学）

③ 久保るみ（1997）「『以上』と『からには』について」（『日本語・日本文化研究』７号　大阪外国語大学）

④ モダリテイによる文の分類については益岡氏の分類の枠組みに従った。
益岡隆志『モダリテイの文法』くろしお出版

⑤ 森山卓郎，仁田義雄，工藤浩『日本語の文法３　モダリテイ』岩波書店

⑥ 今回の調査範囲には「～見る限り」20例が認められたが，動詞本来の意味が形式化しつつある例と考え考察の対象から除外した。

⑦ 奥田靖雄「現実・可能・必然（下）」『ことばの科学９』むぎ書房

⑧　小矢野哲夫（1979）「現代日本語可能表現の意味と用法Ⅰ」『大阪外国語大学学報言語』45 大阪外国語大学

⑨〈限り節〉述語がタ形をとる例は，「見た限り」「聞いた限り」に限られる。両形式と「見る限り」「聞く限り」との間にはテンス形式の相違による意味の差はないと考える。

⑩　②に同じ

〈後記〉　本稿提出後，先行研究として，中山英治氏「現代日本語における条件表現の拡張的な形式をめぐって」（京都教育大学　1997年度修士論文）があることを森山卓郎先生よりご教示頂いた。〈限り文〉〈以上文〉の認知的モデルを設定し，綿密な考察のもとに，条件文全体の中に位置づけようとするものである。本稿での重要課題である理論的表現の体系化を考える上で非常に有益な視点であり，今後の参考にさせていただきたい。